

高松市監査基準の一部を改正する基準

高松市監査基準（令和2年4月1日施行）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（措置状況の報告等）</p> <p>第24条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に対し、監査等の結果に関する公表をした日から起算して<u>原則1年</u>を経過する日の属する月の末日を期限として措置状況の報告を求めるものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>（措置状況の報告等）</p> <p>第24条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に対し、監査等の結果に関する公表をした日から起算して<u>6か月</u>を経過する日の属する月の末日を期限として措置状況の報告を求めるものとする。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。